

## 伊万里市公私連携保育法人（伊万里市立南波多保育園）募集要項

### 1. 趣旨

伊万里市では、令和2年3月に「公立保育園等施設整備基本計画」を策定し、老朽化した公立保育園の一部について、民間法人（公私連携保育法人）による建替え・運営を行うこととしています。

本市の保育行政を理解し、継続的かつ安定的に、質の高い保育の提供や地域における子育て支援の充実を図り、また、多様化する保育ニーズへ柔軟かつ迅速に対応するため、令和4年4月1日から、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する「公私連携型保育所」を設置・運営する法人を、次のとおり募集します（公募し、プロポーザル方式で選定するものです）。

### 2. 定義

この募集要項に記載する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 公私連携保育法人

法第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人

(2) 公私連携型保育所

法第56条の8第2項に規定する協定に基づき、伊万里市から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、伊万里市との連携の下に保育及び子育て支援事業を行う保育所

### 3. 募集を行う保育所

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 保育所名      | 伊万里市立南波多保育園   |
| (2) 所在地（住居表示） | 伊万里市南波多町井手野 2493 番地 1   |
| (3) 利用定員      | 90 人  |
| (4) 敷地面積      | 3577.93 m <sup>2</sup>  |
| (5) 建物構造      | 鉄骨ブロック造平屋建  |
| (6) 建物面積      | 698.91 m <sup>2</sup> （床面積）<br>809.68 m <sup>2</sup> （テラス、ポーチまで含めた建築面積） |
| (7) 園庭面積      | 1,089.46 m <sup>2</sup>   |
| (8) 建築年月日     | 昭和 58 年 3 月 24 日  |

### 4. 事業開始年月日

令和4年4月1日

### 5. 法人の要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 令和2年10月1日現在で、伊万里市内に法人本部のある社会福祉法人、学校法人。
- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識

見を有する者。

- (3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する者。
- (4) 法第35条第5項第4号のいずれにも該当しない者。
- (5) 伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等でない者。
- (6) 「保育所の設置認可等について」（厚生労働省家庭局通知平成12年3月30日児発第295号）に規定する要件を満たす者。

## 6. 公私連携保育法人の指定

移譲先法人の選定の後、伊万里市は法第56条の8第2項の規定により、あらかじめ次に掲げる事項について定める協定を移譲先法人と締結し、その後、公私連携保育法人の指定を行います。なお、本協定を締結する前に仮協定を結ぶこととします。

- (1) 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- (2) 公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- (3) 協定の有効期間
- (4) 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (5) 保育園の使用用途に関する事項
- (6) 建物等の譲渡手続きに関する事項
- (7) 土地及び建物の維持管理に関する事項
- (8) 協定に違反した場合の措置（改善計画、指定の取消等）
- (9) その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

## 7. 利用児童について

在園児について、保護者が引き続き利用を希望する場合は、公私連携型保育所へ移行後も当該利用児童を引き継ぐこととします。また、在園児が現に使用する制服、鞆、帽子等について、引き続き使用できるものとします。

## 8. 財産の取り扱い等

### (1) 土地・建物

法第56条の8第4項の規定により、現に使用している土地については、無償貸付とし、園舎等の建物については現状有姿で無償譲渡とします。

### (2) 備品・消耗品等

現に使用している備品・消耗品等は、原則、無償譲渡とします。ただし、それに係る保険費用、又は修理費用等は公私連携保育法人の負担とします。

### (3) 保育園の使用用途

無償貸与を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、許可なく保育園等の用途以外に使用することはできません。

(4) 建物についての譲渡手続き

無償譲渡を受けた建物については、公私連携保育法人が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに公私連携保育法人の基本財産に編入するものとします。

(5) 土地及び建物等の維持管理

移譲後の土地及び建物等の維持管理については、公私連携保育法人が責任をもって自己負担で行うものとします。

(6) 施設の改修

公私連携型保育所に移行後、5年以内を目途に現施設の建替え、もしくは大規模改修を行うものとします。なお、施設整備を行う際は、事前に市と協議を行ってください。

## 9. 保育所運営並びに施設整備に係る財政支援について

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、市は施設型給付及び利用者負担額を合わせた額を委託費として公私連携保育法人に支払います。

(2) 老朽化した公立保育園の施設整備について、公立保育園のままでは財政的に厳しいために今回の民営化を行うことを鑑み、民営化後、移譲先法人が前項第6号の規定に基づき、現施設の整備を行う際には、国の補助制度における通常ルール分（国1/2、市1/4）に加えて、予算の範囲内で補助金を交付するものとします。

## 10. 三者協議会

移譲先法人決定後、市・保護者代表・移譲先法人による三者協議会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ってください。

三者協議会の設置期間は、原則として協定期間中とし、三者協議会の三者のうち、いずれか一者から要請があった場合に、随時、当協議会を開催できるものとするほか、運営方法等については三者で協議するものとします。

## 11. 移譲の条件

(1) 保育所運営について

児童福祉法等の関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成29年3月31日号外厚生労働省告示第117号）に基づき保育を行うこと。また、移譲予定の保育所で実施している保育内容等の継続性を踏まえ、次項「保育所運営」に定めた項目を履行し、移譲先法人自らが移譲を受ける保育所の運営を行ってください。

(2) 民営化園の評価及び民営化効果の検証について

市が民営化後1年以内に実施する保護者アンケート等により、移譲先の保育状況等を確認し、公表する等の民営化園の評価及び民営化効果の検証に協力してください。

民営化して1年経過後、福祉サービス第三者評価事業を受審し、また、評価結果を公表してください。

## 1 2. 保育所運営

### (1) 法令の遵守

公私連携型保育所の運営にあたっては、関係法令、市条例及び、法第56条の8第2項の規定に基づき本市と締結する協定を遵守してください。

### (2) 保育内容の継続

現行の年間行事等を含めた保育内容を継続してください。

### (3) 開所時間と開所日

ア 開所時間は、午前7時から午後7時までとしてください。

イ 開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く月曜日から土曜日としてください。

ウ ただし、ア、イを超える開所時間及び開所日を設けることを妨げるものではありません。

### (4) 定員及び受入年齢

ア 利用定員は、民営化前の入所人員を下回らないようにしてください。利用定員を変更するときは、事前に市と協議してください。

イ 児童の受入年齢は、0歳児(原則として生後3ヶ月目以降)から5歳児までを受け入れてください。

### (5) 職員配置

ア 保育士の人数については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に規定する配置基準を順守してください。

① 0歳児3人につき保育士1人

② 満1歳以上満3歳未満6人につき保育士1人

③ 満3歳児20人につき保育士1人

④ 満4歳以上30人につき保育士1人

イ 施設長については、保育所等で3年以上施設長または施設長に準じた経験を有する者を配置してください。

ウ 当該園での保育士の構成は、3年以上の保育実務経験者を2分の1以上配置するとともに、10年以上の保育実務経験のある主任保育士等を必ず配置してください。

エ 専任の看護師を常勤で配置してください。

### (6) 特別保育事業

ア 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては、市と協議を行ってください。

イ 発達を支援する必要がある児童の受入れに努めてください。

### (7) 地域支援事業

園庭開放や育児相談などの地域子育て支援事業を行ってください。

### (8) 給食

ア 給食は自園調理方式を採用してください。

イ 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮してください。

(9) 健康診断

職員及び児童の健康診断を適切に実施してください。

(10) 費用の徴収

民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者協議会において協議してください。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合は、この限りではありません。

(11) 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させてください。

(12) 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

児童の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけてください。

(13) 安全対策

朝夕の園門周辺の見守りや、来訪者に対応する安全管理者等を配置してください。

(14) 苦情解決等

ア 苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備してください。

(15) 臨時雇用職員（会計年度任用職員）の継続雇用

民営化前に市が雇用していた臨時雇用職員（会計年度任用職員）が民営化後も就労を希望する場合は、子どもへの保育環境の変化を最小限に留める観点から、引き続き雇用に努めるようにしてください。

### 13. 募集等

(1) 提出方法

ア ホームページに掲載している応募書類を作成し、受付窓口（担当窓口）へ提出してください。

注）応募書類については、窓口での配布はしないため、注意してください。

イ 提出部数は、正本1部、副本5部（コピー可）とします。提出時は応募書類一覧の順番に並べ、インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出してください。

ウ 所定の様式以外は、原則としてA4（縦）としてください。

エ 応募書類は事前に子育て支援課保育係まで連絡のうえ、持参し提出してください。

オ 応募書類は、伊万里市情報公開条例に基づき、原則としてすべての関係書類等が情報公開請求の対象となります。ただし、関係書類中に公開することにより事業活動に支障を来す恐れのある情報を含む情報公開請求があった場合には、情報公開条例の規定に反しない範囲で非公開とする部分を定めることとします。

カ 書類の作成および提出による費用は法人の負担とし、提出された書類は返却しません。

(2) 受付窓口（担当窓口）

伊万里市役所健康福祉部子育て支援課保育係

〒848-8501 伊万里市立花町 1355 番地 1

TEL : 0955-23-2174 FAX : 0955-22-7650

(3) 募集期間 令和2年10月16日（金）から令和2年11月16日（月）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 募集説明会・現地説明会

今回の募集に関し、募集説明会及び現地説明会を開催します。

○募集説明会：令和2年10月15日（木）

午後 1時30分～伊万里市役所第8会議室（別館）

※応募予定法人はできる限り出席してください。出席できない場合、改めての説明会は開催しません。

※なお、説明会に出席する法人は、事前に募集説明会参加申込書を10月14日（水）までに提出してください。（FAX可）

○現地説明会：令和2年10月16日（金）

11時00分～12時00分 南波多保育園

○質問票受付：質問は、別紙質問票により随時受け付けますので、子育て支援課保育係までFAXにて提出してください。

ただし、最終質問受付を令和2年11月6日（金）午後5時までとし、11月10日（火）までに回答することとします。

質問に対する回答は、伊万里市ホームページにて公表します。電話、来庁など、口頭による質問は受け付けません。

10月15日（木）に開催する募集説明会時には、質疑応答の時間は設けないこととします。

(5) 応募書類一覧

	項目	内容	様式
1	①公私連携保育法人指定申請書	法人印鑑登録証明書を添付	伊万里市公私連携保育法人の指定に関する要綱に定める様式第1号
	②法人に関すること	<p>◆法人の概要</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人は定款、学校法人は寄付行為 (写しの場合は原本証明)</li> <li>・登記事項証明書(履歴事項全部証明書、3か月以内) (写しの場合は原本証明)</li> <li>・理事会議事録(法人として応募を決議したことがわかる書類)(写しの場合は原本証明)</li> <li>・法人、施設の概要が分かるもの(パンフレット等)</li> </ul>	様式1-1
		◆法人役員等名簿	様式1-2
		◆履歴書(理事長)	様式1-3
		<p>◆法人の財務状況、監査状況、法人の自己評価・外部評価の取組み</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表、資金収支計算書、財産目録、実績報告書(直近3か年分)</li> <li>・事業計画書、資金収支予算書(直近のもの)</li> <li>・所轄庁の指摘内容を示す文書(写しの原本証明、直近のもの)</li> <li>・指摘に対する法人の解決策として示した文書(写しの原本証明、直近のもの)</li> <li>・学校評価等、法人の自己評価・外部評価に関する書類(写しに原本証明、直近のもの)</li> </ul>	様式1-4

2	③施設運営に関すること	◆事業概要	様式2-1
		◆職員配置 【添付書類】 ・就業規則	様式2-2
		◆運営に関する考え方等 【添付書類】 ・1日の流れ ・年間行事表 ・食育計画 ・施設(園)だより ・安全対策マニュアル ・危機管理マニュアル ・個人情報の取扱いに関する書類	様式2-3
		◆特別保育事業の実施方法	様式2-4
		◆支援等に関する考え方 【添付書類】 ・アレルギー対応マニュアル	様式2-5
		◆施設整備計画	様式3-1
		◆資金収支計画書	様式3-2
		3	その他

(6) 審査等

ア 施設の管理・運営を継続的かつ安定的に行い、質の高い保育を提供することができる事業者を審査するため、プレゼンテーション審査を実施します。(説明時間は20分以内を予定。説明者は3名以内としてください)。

イ 審査の時期は、11月下旬を予定(日程は、応募法人に後日連絡します)。

ウ 審査結果については、伊万里市公私連携保育法人選考等委員会による審査後、文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

※審査内容及び選考結果等に関する異議には応じません。

エ その他審査については、応募法人に後日説明します。

(7) 審査基準

ア 南波多保育園の施設、地域性を十分に活かした保育等サービスを提供できること



- イ 保護者、子どもに安全な保育等を提供できる十分な体制、人材を確保できること
- ウ 施設全体の維持管理を適切かつ効率的に行えること
- エ 法人が安定した施設管理、事業実施に必要な人員及び経済的基盤を有していること
- オ 個人情報の適切な管理ができること
- カ 関係法令を遵守し、子どもの安全を確保できること
- キ その他公私連携保育法人としての保育に対する取組姿勢

#### 14. 公私連携保育法人予定者

プレゼンテーション審査により第1順位と選定された応募法人については、改めて市と協議し、協議成立後、本要項第6項に規定する内容の仮協定を締結し、公私連携保育法人予定者となります。協議が成立しない場合や辞退があった場合は、選定第2順位の応募法人と協議を行います。

#### 15. 引継ぎ

保育の内容及び運營業務の円滑な引継ぎの実施のため、令和3年度を引継ぎのための協議・準備期間とし、令和3年4月から適宜、現伊万里市立南波多保育園に職員を派遣し、在園児への影響が最小限となるよう引継ぎを受けるものとします。

伊万里市立南波多保育園に勤務する会計年度任用職員を始め、その他の会計年度任用職員のうち、公私連携型保育所の職員となることを希望する者について、本要項第12項第15号に基づく積極的雇用について別途協議します。

また、令和4年4月の移譲後、一定期間（最大3年間）、市職員（保育士、調理師）を派遣することについても、別途協議することとします。

#### 16. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議します。

【参考】伊万里市立南波多保育園の現状

所在地	伊万里市南波多町井手野2493番地1
施設規模等	鉄骨ブロック造平屋建
園舎延面積	698.91㎡
他附属建物延面積	27.28㎡
敷地面積	3577.93㎡
建築年	昭和58年
利用定員	90名
入所児童数	70名（R2.4.1現在）
入園児	生後3ヶ月から5歳児
基本保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	午後6時30分から午後7時まで
保育日	月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）

入園時数の推移 上段：各年度4月1日現在、下段：各年度3月1日現在

年度	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H29	90	4	17	8	18	21	11	79
		5	17	9	18	22	11	82
H30	90	2	7	19	10	19	22	79
		5	8	16	10	18	22	79
R1	90	4	11	8	19	12	18	72
		10	11	10	19	12	18	80
R2	90	0	17	11	11	19	12	70
		—	—	—	—	—	—	—

位置図



平面図

